

別紙2 約款規定例 新旧対比表

- ・下線箇所の約款規定を変更します。
- ・以下は代表例として約款規定を掲載しているため、ご加入の保険種類によっては、新旧対比表と「別表内の項目番号が異なる場合」等があります。

○つながる手続（契約者貸付）の対象となる商品

[主な改定内容]

- ・「契約者貸付」の請求書類について、電磁的方法による請求が可能となるよう、（注2）において電磁的方法の対象となる請求として「保険契約者に対する現金貸付」を規定します。

[約款規定例／新旧対比表] 無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款 別表1②

改定後	改定前														
<p>別表1 請求書類等</p> <p>② その他の請求書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">必 要 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ・保険契約の解約</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>2. ・保険期間・保険料払込期間の短縮 ・死亡保険金額の減額 ・払済定期保険への変更</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>3. ・保険契約者の変更</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>4. ・保険契約の復活</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>5. ・保険料の払込方法(回数)の変更 ・保険料の払込方法(経路)の変更</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>6. ・保険契約者に対する現金貸付</td> <td>(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 当会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。</p> <p>(注2) 当会社は、1. 保険契約の解約および6. 保険契約者に対する現金貸付の請求書類について、書面にかえて電磁的方法により提出することを認めることがあります。電磁的方法とは、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。</p>	項 目	必 要 書 類	1. ・保険契約の解約	(省略)	2. ・保険期間・保険料払込期間の短縮 ・死亡保険金額の減額 ・払済定期保険への変更	(省略)	3. ・保険契約者の変更	(省略)	4. ・保険契約の復活	(省略)	5. ・保険料の払込方法(回数)の変更 ・保険料の払込方法(経路)の変更	(省略)	6. ・保険契約者に対する現金貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書	<div style="font-size: 4em; margin: 0 auto;">}</div> <p>(同左)</p> <p>(注2) 当会社は、1. 保険契約の解約の請求書類について、書面にかえて電磁的方法により提出することを認めることがあります。電磁的方法とは、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。</p>
項 目	必 要 書 類														
1. ・保険契約の解約	(省略)														
2. ・保険期間・保険料払込期間の短縮 ・死亡保険金額の減額 ・払済定期保険への変更	(省略)														
3. ・保険契約者の変更	(省略)														
4. ・保険契約の復活	(省略)														
5. ・保険料の払込方法(回数)の変更 ・保険料の払込方法(経路)の変更	(省略)														
6. ・保険契約者に対する現金貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書														

[約款規定例／新旧対比表] 重大疾病保障保険の契約者貸付の取扱いに関する特約 特約条項 別表

改定後		改定前	
別表 請求書類			
項 目	必 要 書 類	}	(同 左)
・保険契約者に対する現金貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書		
<p>(注1) 当会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。</p> <p>(注2) 当会社は、保険契約者に対する現金貸付の請求書類について、書面にかえて電磁的方法により提出することを認めることがあります。電磁的方法とは、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。</p>		}	(新 設)
<p>(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。</p>			

以 上